

平成25年第5回大町町議会（定例会）会議録（第4号）						
招集年月日	平成25年9月9日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成25年9月19日	午前9時5分	議長	原田 謹吾	
	閉会	平成25年9月19日	午前9時41分	議長	原田 謹吾	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等 の別	議席番号	氏名	出席等 の別
	1	原田 謹吾	○	6	八木 俊文	○
	2	松崎 直文	○	7	藤瀬 都子	○
	3	中山 雄次郎	○	8	山下 時三	○
	4	三谷 英史	○	9	永尾 光次	○
	5	森 カヲル	○	10	中山 初代	○
会議録署名議員	5番	森 カヲル		6番	八木 俊文	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	田島 宏隆		書記	野田 悟美	
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	武村 弘正		副町長	松江 正幸	
	会計管理者	三根 和弘		教育長	前川 幸治	
	総務課長	水川 一哉		総務課参事	岩瀬 重義	
	企画課長	鶴崎 敏彦		生活環境課長	藤瀬 公明	
	町民課長	狩峰 亮司		保健福祉課長	成富 貞伸	
	産業振興課長	坂井 清英		建設課長	三根 康憲	
	町立病院事務長	黒木 昇一郎		教育委員会事務局長	津野 道彦	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 議 事 日 程 表

▽平成25年9月19日

日程第1 閉会中の継続案件の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第3 継続審査について

日程第4 追加議案等の報告及び一括上程

日程第5 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

---

午前9時5分 開議

○議長（原田謹吾君）

ただいまの出席議員10名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第5回大町町議会定例会4日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第1 閉会中の継続案件の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第1. 前議会より継続審査に付されました案件を議題といたします。

まず、これに対する委員長の報告をお願いいたします。産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（山下時三君）

議会閉会中、継続審査として当産業厚生常任委員会に付託されておりました請願の審査結果を報告いたします。

請願第2号 「生活保護法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書の提出を求める請願書、請願第3号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門等実施することを求める意見書の提出を求める請願書。

以上の件につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、請願の審議結果の報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

以上で委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。中山議員。

○10番（中山初代君）

不採択の理由を説明ください。

○議長（原田謹吾君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（山下時三君）

請願第2号についてですが、現行法の甘さを悪用した不正受給が増大している今日、一般住民からも法改正、また受給申請時の厳正な審査を要求されていたとき、法改正は当然のことと考えられます。（「有明海は」と呼ぶ者あり）

それから、請願第3号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門等実施することを求める意見書の提出を求める請願書。8月末か9月上旬ごろ、農水省は諫早湾の開門調査を期限までに実施することを発表報道されました。つい先日、開門調査のための準備工事にかかろうとしたときに地元住民や農業者たちの大規模な着工阻止行動があり、着工できなかった。しかし、期限までには必ず間に合わせるという報道がありました。そういう実施をしようという農水省の姿からして不採択すべきものと決定いたしました。

○議長（原田謹吾君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○10番（中山初代君）

討論というよりも、これまで議会で3回、生活保護の問題はほかにも関係するということもわかっていただいたと思います。

有明海については継続にする、6月に出したのをこれまで継続にしたことの間で起こったことでしたので、やっぱり6月出した時点で採択をすべき問題だったと思いますので、2つとも採決してください。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第2号については、産業厚生委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第3号については、産業厚生委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

## 日程第2 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第2. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

**○総務文教委員長（永尾光次君）**

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第40号 大町町地域の元気臨時交付金基金条例の制定について、議案第42号 大町町公民館区分館設置補助条例の一部を改正する条例について、議案第43号 平成24年度大町町一般会計決算認定について、議案第44号 平成24年度大町町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第45号 平成24年度大町町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第49号 平成25年度大町町一般会計補正予算（第2号）について、議案第50号 平成25年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第51号 平成25年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第55号 大町町過疎地域自立促進計画の変更について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第43号及び議案第49号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決、認定すべきものと決定しました。

請願第4号 「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書。

この件につきましては、不採択とすべきものと決定しました。

以上、当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

**○議長（原田謹吾君）**

産業厚生委員長。

**○産業厚生委員長（山下時三君）**

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告します。

議案第41号 大町町子ども・子育て会議条例の制定について、議案第43号 平成24年度大町町一般会計決算認定について、議案第46号 平成24年度大町町灌漑用水ポンプ施設維持管理事業特別会計決算認定について、議案第47号 平成24年度大町町水道事業会計決算の認定について、議案第48号 平成24年度大町町立病院事業会計決算認定について、議案第49号 平成25年度大町町一般会計補正予算（第2号）について、議案第52号 平成25年度大町町水

道事業会計補正予算（第2号）について、議案第53号 平成25年度大町町立病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第54号 町道認定について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第43号及び議案第49号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決、認定すべきものと決定しました。

以上で当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。中山議員。

○10番（中山初代君）

議案第47号の水道事業会計決算についてですが、有収率が上がったことは非常によいことだと思います。24年の当初より決算では56世帯が減っています。1日計画最大給水量は責任水量の3分の1が1日平均水量となっております。3分の2は捨て水で、その分も私たちの水道料金にかかっています。余りにも責任水量と実際の給水量とが違い過ぎることをどう解決しようと考えられているのか討議されたのか。当然消費税が上がれば水道料金も自動的に値上がりすることになりますので、そこら辺も話し合われたのか、どういう話がされたのか、そして結論を出されたのか。

以上です。

○議長（原田謹吾君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（山下時三君）

私の個人的な勉強不足からわかりませんでした。委員会の中でもそこまでの意見は出なかったのが事実かと思えます。今後改めてしっかり勉強していきたいと思えます。済みません。

○議長（原田謹吾君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第40号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第41号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第41号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第42号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第42号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第43号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○10番（中山初代君）

決算に対する討論は1回だけで終わりたいと思いますので、議案第48号までということで討論いたします。

議案第43号、平成24年度一般会計決算では、当初予算の提案のときにも私は反対しておりました。そのときは子ども医療費の中学校まで助成を大きく評価しながらも、国保、介護、後期高齢者、いずれも保険料は値上げされたことについて、現在でも保険証の未交付8世帯、短期保険証は90世帯、1カ月しか使えない保険証を持っている人が39世帯、3カ月、33世帯、半年、18世帯。90世帯の内訳でしたが、151人がその中の保険者です。国保に関係する人たちです。本年度分まで2カ年続けて国保税の値上げを決めてしまったので、町民の暮らしの厳しさが予想されます。

以上の理由で反対をいたしますが、議案第44号、議案第45号、議案第48号、医療の厳しさで反対したいと思います。



議案第47号の水道会計については、先ほど委員長に質問いたしました内容で反対いたしません。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。中山雄次郎議員。

○3番（中山雄次郎君）

ただいまの反対討論ですけれども、当委員会で議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第47号についてはちょっとわかりませんが、議案第48号の件もそれなりに勉強してのことなんですけれども、医療費の件に関しては、やはり担当課長のほうからも話を聞きました。そしてまた、大町町民の暮らしのことを考えての苦渋の決断のことじゃないかと思いましたので、この件については原案どおり賛成ということをお願いしたいと思います。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第43号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第43号は原案どおり認定することに決定いたしました。議案第44号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第44号については、総務文教委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第44号は原案どおり認定することに決定いたしました。議案第45号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第45号については、総務文教委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第45号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第46号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第46号については、産業厚生委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第47号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第47号については、産業厚生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第47号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第48号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第48号については、産業厚生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第48号は原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第49号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第49号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第50号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第50号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第51号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第51号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第52号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第52号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第53号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第53号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第54号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第54号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第55号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第55号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決することに決定いたしました。

請願第4号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山初代議員。

○10番（中山初代君）

請願第4号の不採択という結論に対して反対討論いたします。

消費税増税は2014年4月から増税8%、2015年10月から10%に増税するというひどい内容です。年収300万円のサラリーマンで年間18万円を超える負担増です。給料1カ月分にも当たる負担増が押しつけられる大增税に耐えられるはずもありません。消費税増税で庶民や中小企業から8兆円を吸い上げておきながら、大企業、大手ゼネコンにばらまく金は5兆円、消費税増税のときに社会保障のためだと言っていました。消費税増税とあわせて社会保障の大改悪です。医療、介護、年金など社会保障全般にわたる切り捨て計画がますます明瞭です。きょうの新聞にもついておりました。きょう、社保審議会

で提示されたのは通所介護報酬の削減、特養入所要件、要介護1、2を対象外にしようとしています。今でも待機者が42万人と言われている中でこのように話し合いがきのうなされております。景気対策を言うなら4月からの消費税増税をきっぱり断念することこそ最大の景気対策です。所得が減り続ける中で史上最大の増税を実施したら暮らしも経済も破壊されます。

以上の理由で反対いたします。総務文教委員会の不採択の結論は反対です。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論ございませんか。三谷議員。

○4番（三谷英史君）

消費税の増税につきましては、既にもう国会の議決を得ております。そして、今言われたとおり、きょうの新聞報道ですけれども、経済成長を阻害しないように、また消費動向を冷え込ませないようという形で法人税の減税、そして低所得者に対しての現金給付という形でもって抱き合わせでなされておりますので、それなりに対応されているということで総務文教委員会では賛成という結論を得たと思います。私も委員長報告どおり賛成をいたします。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第4号については、総務文教委員長報告どおり不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

### 日程第3 継続審査について

○議長（原田謹吾君）

日程第3. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申し出が提出されております。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 34 分 休憩

午前 9 時 35 分 再開

○議長（原田謹吾君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日議案 1 件、意見書案 1 件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第 4 に追加議案等の報告及び一括上程、日程第 5 に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、日程第 4 に追加議案等の報告及び一括上程、日程第 5 に提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### 日程第 4 追加議案等の報告及び一括上程

○議長（原田謹吾君）

日程第 4. 本日議案 1 件、意見書案 1 件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

ただいま朗読させました議案第 56 号、意見書案第 3 号を一括上程し、これより議題といたします。

#### 日程第 5 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第 5. これより追加議案等の提案理由の説明を行います。



議案の提案理由の説明を町長より行います。武村町長。

**○町長（武村弘正君）**

本定例議会開会日においてお願いをいたしておりました小学校の校舎解体工事請負契約の締結について、追加議案として御審議賜りたくお願いを申し上げます。

それでは、これより追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号 大町小学校校舎解体工事請負契約の締結について。

平成25年9月13日大町町財務規則第117条に基づき、指名競争入札に付した大町小学校校舎解体工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、小中一貫校の新校舎の完成に伴い、現在の普通教室棟や特別教室棟、プール棟などを取り壊すものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（原田謹吾君）**

続きまして、意見書案の趣旨説明を提出議員より行います。2番松崎議員。

**○2番（松崎直文君）**

意見書第3号 道州制導入に反対する意見書（案）。

このことにつきましては、本年4月15日に全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることに、まことに遺憾であるとする緊急声明を行っております。

さらに、7月18日には道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要請してきたところであります。

この意見書案に対しては、皆様方全員の署名をいただいておりますので、途中省略いたしまして、我々大町町議会は道州制の導入に反対するというので、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するものであります。

**○議長（原田謹吾君）**

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第56号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決することに決定いたしました。

意見書第3号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

意見書第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、意見書第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、平成25年第5回大町町議会定例会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前9時41分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年9月19日

議 長 原 田 謹 吾

会議録署名議員 森 カヲル

会議録署名議員 八 木 俊 文

局 長 田 島 宏 隆